

10年保存

地 発 0401 第 2 号

基 発 0401 第 8 号

平成 23 年 4 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長

(公 印 省 略)

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

過重労働防止対策アドバイザーの廃止について

本日付けで「過重労働防止対策アドバイザー規程を廃止する訓令」(厚生労働省訓第 5 号)が施行され、過重労働防止対策アドバイザーが廃止されたことから、平成19年4月23日付け地発第0423002号、基発第0423009号「過重労働防止対策アドバイザーの配置について」を廃止するので、了知されたい。